

## 合理的配慮を伴う学生支援に関する指針

2024年4月1日より、「障害のある学生に対する合理的配慮の提供」が法的義務となった。長崎市医師会看護専門学校（以下「本校」とする。）は、この法的要請を踏まえ、障害に起因する不利益の軽減を図り、すべての学生が平等に学修へ参加できる環境の整備に取り組む。本校は、教育機関としての責務を果たすため、「合理的配慮を伴う学生支援に関する指針」をここに制定する。本指針に基づき、本校学生の「学ぶ機会の保障」および「教育を受ける権利」の実現を目指し、誰もが安心して学べる教育環境の確立に努める。

### 1. 目的

本指針は、「障害者基本法」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に則り、本校における合理的配慮を伴う学生支援の基本的事項を定めるものである。

### 2. 基本方針

#### 1) 学修機会の平等な保障

本校は、合理的配慮を必要とする学生が、他の学生と同様に教育および関連する活動に平等に参加できるよう、学修機会の確保に努める。

#### 2) 共に学ぶ環境の整備

本校は、障害の有無にかかわらず、すべての学生がお互いを尊重し、共に学び合うことができる教育環境の整備に取り組む。

#### 3) 学生の成長支援

本校は、合理的配慮を必要とする学生が、教育理念である「看護専門職としての志を高く持ち、自ら学び、考え、行動する看護実践者の育成」のもと、社会で活躍できる人材として成長できるよう支援する。

### 3. 用語の定義

#### 1) 合理的配慮

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要な措置を行うことをいう。

#### 2) 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

#### 3) 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### 4. 合理的配慮の提供

本校は、社会的障壁の除去を必要とする旨の申請（意思表示）があつた場合、または医師から合理的配慮の必要性が文書により示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、在籍学生の権利利益を損なうことがないように、当該学生の状態に応じた合理的配慮の提供を行う。ただし、本校の看護基礎教育に必要な演習および実習においては、カリキュラムに明示された到達目標を変更するものではなく、その達成に至る方法、実施形態、環境等について調整が可能な範囲において、合理的配慮を提供するものとする。なお、学生から意思表示がない場合であっても、日常の学習場面や実習場面において学修の継続が困難である状態が客観的に認められる場合には、当該学生に対して適切な合理的配慮を提供するよう努める。この「学修の継続が困難な状態」とは、

同様の困難が繰り返し見られること、出席状況や成績に明らかな影響が生じていること、本人の努力のみでは改善が見込めないことなど、継続的な支障が確認される場合をいう。

## 5. 社会的障壁を取り除く取り組みの例

### 事物（環境）

- ・ 掲示物、教材の文字サイズ・配色を調整する。
- ・ 感覚過敏のある学生に負担とならないように、窓側・廊下側など、学生が席を選べるようにする。

### 制度（学校の規程や運用ルールによる妨げ）：

- ・ 出席、試験、実習等に関して、個別の配慮を反映し、代替措置を実施する。

（例）

出席不足 → レポート・補講（学内および臨地実習）・オンライン受講等

試験 → 時間延長、別室等

- ・ 相談支援の窓口を案内し、申請から決定までの流れをフローチャートで提示する。

### 慣行（学校文化・従来やり方がもたらす妨げ）：

- ・ 「ずっとこうしてきたから」という慣行について、合理性・必要性の検討を行うとともに、個別対応を例外にせず、学校組織内において十分に検討・共有を行う。また、実習においても、協議を行い、連携しながら学生一人ひとりの状況に応じた丁寧な対応を行う。

### 観念（価値観・思い込み）

- ・ 障害があることを理由に看護師を目指すことが難しいと決めつける思い込みをなくす。教員は、学生が一部の行為を行うことが難しい場合であっても、それだけで看護師としての適性や価値を判断しない姿勢を持つ。
- ・ その学生が患者に何を提供できるかを一緒に考える。

## 6. 申請時における留意事項

- 1) 申請は、希望する配慮内容の提供を保証するものではない。また、これまで他機関で提供されていた配慮内容が、本校において必ずしも提供可能なものとして認められるとは限らない。
- 2) 申請書は、合理的配慮の目的に限って使用し、正当な理由なく第三者に開示することはない。
- 3) 看護専門学校の特性上、実習や演習等における合理的配慮については、患者等の安全確保や実習施設のルール遵守等を踏まえ、個別の状況に応じて慎重に検討する。合理的配慮の実施が実習施設の安全管理やチーム医療に重大な支障を及ぼす場合には、配慮内容の調整や配慮の提供を停止することがある。

## 7. 相談・支援体制等

合理的配慮を伴う学生への支援実施プロセスは、以下のとおりとする。

### 1) 相談

配慮を希望する学生は当該科の教員に相談する。相談を受けた教員は、当該科の科長へ報告する。

### 2) 面談（第1回）

当該科の教員は、配慮を希望する学生と面談し、必要とする配慮内容の確認および申請手続きの説明を行う。

### 3) 申請

学生は「合理的配慮申請書」を記入し、医師の診断書や障害者手帳等がある場合は併せて当該科の教員に提出する。その後、当該科の科長は学生と共に申請内容の確認を行う。

### 4) 面談（第2回）

提出された「合理的配慮申請書」（必要に応じて医師の診断書や障害者手帳等を含む）に基づき、副学校長が学生と面談を行う。また、必要に応じて保護者との面談を実施する。

- 5) 協議  
当該科の教員は、申請内容に基づき配慮内容について協議する。
- 6) 決定  
協議を経て整理された配慮内容について、副学校長が学校長に報告し、学校長の承認を得て決定する。
- 7) 実施  
決定した配慮内容について、副学校長が学生および保護者に「合理的配慮決定通知書」により通知する。その後、当該科の科長が教職員に周知し、配慮の提供を開始する。
- 8) 評価・改善  
配慮の提供開始後、教員は定期的に学生と面談を行い、当該科の教員間で協議しながら配慮内容の見直しを行う。また、必要に応じて、副学校長または科長が学生および保護者と面談し、意思の把握に努める。

### 相談・支援体制（合理的配慮の実施プロセス）フローシート

